

有害ごみの分別収集を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

有害ごみの適正な分別・排出にご協力をお願いします。

日時 1月25日(水) 午前7時～9時 場所 下の表の通り

排出できる物 蛍光管、電球型蛍光ランプ(電球は除く)、水銀入り体温計(電子体温計は除く)、乾電池

注意事項 ●袋や箱に入れたままで排出しないでください。

- 電球や割れた蛍光管は、危険防止のため新聞紙等で包み、不燃ごみの日に排出してください。
- 事業所のごみは排出することができません。

行政区	収集場所	行政区	収集場所	行政区	収集場所
新宿	寄島公民館	植竹	日枝神社西側ごみ収集所	元原	元原集会所
池田	泉徳寺前	肥土	中肥土集会所	渡瀬本町	戒蔵寺入り口ごみ収集所
二ノ宮	青柳駐在所東	関口	池上神社境内	渡瀬仲町	渡瀬コミュニティ集会所
新里	多目的集会所	四軒在家	万日堂	渡瀬上町	木宮神社境内
前組	徳万屋北ごみ収集所	元阿保	旧公会堂	下阿久原	ステラ神泉
中新里	中新里集落センター	八日市	八日市集会所	上阿久原	
小浜	小浜集会所(小松神社)	原新田	原新田集会所	矢納	矢納センター
貫井	観音堂	熊野堂	三原集会所		

小型家電機器の回収を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

使わなくなった小型家電機器に含まれる金属等を資源として再利用するため、ご協力をお願いします。

※家庭で使われていたものに限り(事業所から出たものは回収しません。)

日時 1月29日(日) 午前9時～11時

場所 保健センター前駐車場・神泉総合支所駐車場

主な回収できるもの

固定電話、携帯電話、ファックス、炊飯器、電子レンジ、扇風機、ストーブ、ビデオデッキ、ラジオ、パソコンおよび周辺機器(モニター・プリンター)、掃除機、ゲーム機、電動ミシン等

回収できないもの

- 家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機)
- 小型家電リサイクル法の対象品目でないもの
- フロン含有物(除湿器、冷風機等)
- 布や木製部分が含まれるもの(こたつ、音響機器 電子カーペット等)
- 大型の家電(マッサージチェア、電動ベッド、ランニングマシン等)
- バッテリー内蔵品、ガスボンベ、トナー、電子タバコ、オイルヒーター

注意事項

- ストーブの石油は抜いてから出してください。
- 端末(携帯電話等)内の個人情報、自己責任で事前に消去してください。
- 電池は取り出して、有害ごみとして排出してください。

常設小型家電収集ボックス



【大きさ】

15cm×30cm以内(投入口に入らないものは回収できません)

【設置場所】

防災環境課、神泉総合支所(開庁時間内にお持ちください)

ねんきんだより



問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

20歳になる方へ ～国民年金の加入について～

20歳になった方(厚生年金保険に加入している方を除く)には、概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は保険料納付の確認や、将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している(していた)方には送りません。

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、役場もしくはお近くの年金事務所で手続きをしてください。

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012

保険健康課 0495-77-2113

地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。

予約受付専用番号 0570-05-4890

障害のある方への手当のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

【特別障害者手当】

対象者 20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。(おおむね身体障害者手帳1級から2級及び療育手帳[Ⓐ]程度の障害が重複する方、もしくは1つの障害であっても同程度の状態にある方。)

手当額 月額27,300円(支給月:2月、5月、8月、11月 ※埼玉県より支給されます。)

支給制限 ・施設に入所中の方、3か月以上継続して病院に入院している方は支給対象となりません。

・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

【障害児福祉手当】

対象者 20歳未満であって、身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳[Ⓐ]相当の方、あるいは精神障害や血液疾患等で同程度の障害を有する方。

手当額 月額14,850円(支給月:2月、5月、8月、11月 ※埼玉県より支給されます。)

支給制限 ・施設に入所中の方、障害を事由とする年金を受給している方は支給対象となりません。

・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

【在宅重度心身障害者手当】

対象者 以下のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・療育手帳[Ⓐ]又はAの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・その他同程度の障害があると認められる方

手当額 月額5,000円(支給月:3月、9月 ※町から支給します。)

支給制限 以下のいずれかに該当する方は支給対象となりません。

- ・住民税(町県民税)が課税されている方
- ・施設に入所中の方
- ・特別障害者手当や障害児福祉手当を受給している方
- ・65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方